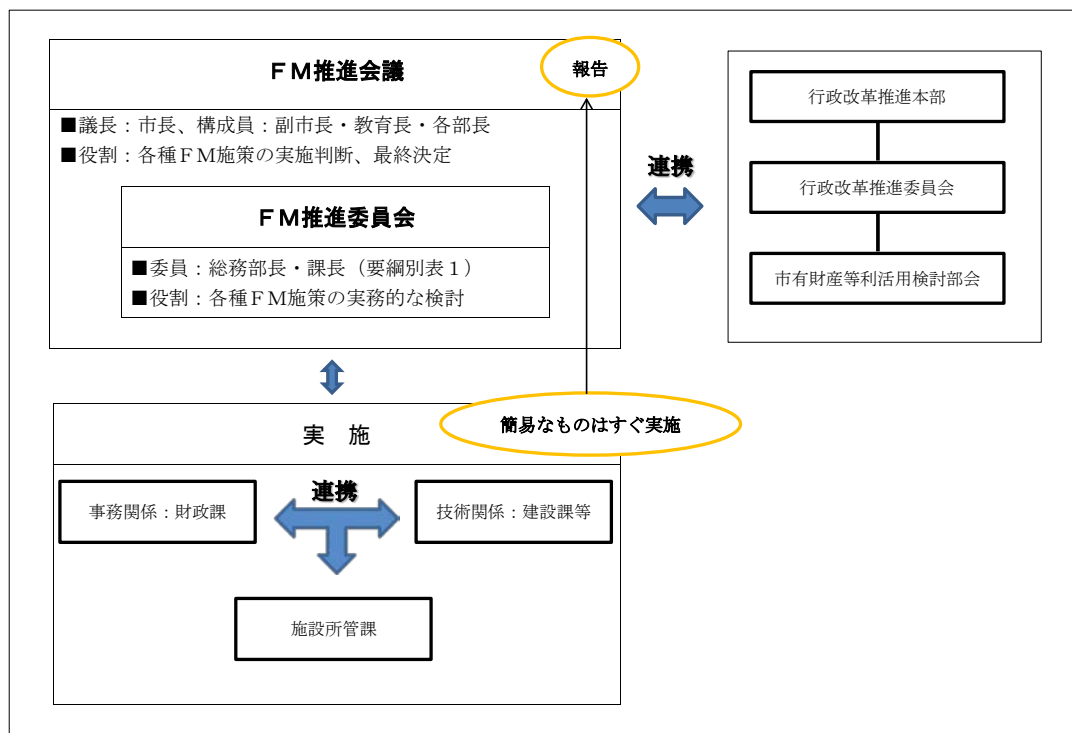


第5章 公共施設マネジメントの推進体制

5.1 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理に関して、全庁横断的な検討・判断を実施するために、ファシリティマネジメント推進会議（以下「FM推進会議」という）を設置し、施設を効率的に維持管理するための公共施設マネジメントの推進体制を整備します。

図 5.1.1 公共施設マネジメントの推進体制



5.2 情報管理

情報管理体制を見直し、各所管課に点在する施設のデータの一元化を目指します。また公会計における補助簿として整備が進む固定資産台帳の活用を検討します。

5.3 情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果並びに評価に基づく（仮）アクションプランの策定、変更及び対策活動については、議会に報告するとともに、市民へは説明会若しくはホームページなどで情報を公開し、市民と行政が、公共施設等に関する情報と問題意識を共有しながら計画を推進できるよう取り組みます。また、市民からの様々な意見を収集する窓口や、それを整理して公共施設等のマネジメントに生かす仕組みについても検討を行っていきます。

5.4 フォローアップの実施方針

全庁横断的な視点で意思決定するしくみを構築しても、検討や判断の材料となる適切な情報が提供されなければ、効果的な方策につなげることはできません。また、更新問題への対応は、今後10年、20年と長期にわたる取り組みになるため、客観的に取り組み状況を検証し、所管部局に対し、必要な行動を促す仕組みを構築することにより、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行います。さらに、取り組みの進捗状況を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて目標や方針の見直しを実施します。

